

長野県林業・木材産業改善資金貸付規程

平成 15 年 12 月 4 日

告示第 542 号

改正

平成 21 年 5 月 25 日告示第 336 号

平成 22 年 10 月 28 日告示第 630 号

平成 29 年 3 月 31 日告示第 189 号

平成 30 年 3 月 29 日告示第 272 号

平成 31 年 3 月 28 日告示第 133 号

令和 2 年 3 月 30 日告示第 161 号

令和 3 年 5 月 27 日告示第 326 号

令和 4 年 12 月 1 日告示第 593 号

長野県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成 15 年長野県告示第 542 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年度の貸付けから適用します。

長野県林業・木材産業改善資金貸付規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、林業従事者等及び融資機関に対し、林業・木材産業改善資金及び当該資金の貸付けに必要な資金を予算の範囲内で貸し付けることについて、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和 51 年政令第 131 号）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成 15 年農林水産省令第 55 号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（貸付金の貸付限度額等）

第 2 条 知事が林業・木材産業改善資金として、法第 3 条第 1 項の林業従事者等に対して貸し付ける貸付金の一林業従事者等ごとの限度額は、個人にあつては 1,500 万円、会社にあつては 3,000 万円、会社以外の団体にあつては 5,000 万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ 1 億円）とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るため、特に必要なものとして知事が農林水産大臣と協議した場合にあつては、当該協議をして定めた額とする。

2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間は、10 年以内（3 年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の表の左欄に掲げる場合にあつては、当該左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める償還期間及び据置期間とする。

貸付内容	償還期間 (据置期間)
(1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
(2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合	15年以内 (3年以内)
(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第2号の口の措置を実施するのに必要な同法第13条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (5年以内)
(4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項第2号のイの措置を実施するのに必要な同法第9条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
(5) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第17条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第19条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
(6) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第4項第2号の措置を実施するのに必要な同法第10条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (5年以内)
(7) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第11条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (5年以内)
(8) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項及び第7項の同意を得た計画に従って同条第6項第1号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第8条の6第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (5年以内)
(9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
(10) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
(11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法	12年以内 (3年以内)

第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合又は同法第21条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合	
---	--

- 3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものについては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）の規定に基づき、東日本大震災の後令和5年3月31日までに県の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項の表の左欄に掲げる場合（同表の(7)から(11)まで（(9)から(11)までに掲げる場合にあつては、償還期間に限る。）に掲げる場合を除く。）にあつては、それぞれ同表の右欄に定める償還期間及び据置期間を3年延長して適用するものとする。
- 4 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第4項に規定する林業経営者については、第2項の表の(1)の左欄に掲げる場合にあつては、同表の右欄に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。
- 5 支払の方法は、償還期間を1年以内とした貸付金にあつては一時払の方法、その他のものにあつては均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、据置期間を設けた貸付金の償還は、原則として、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により行うものとする。

（貸付資格の認定）

第3条 法第7条に規定する貸付資格の認定を受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、貸付資格の認定をした場合には、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（以下「資格認定書」という。）を申請者に交付するものとする。なお、認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け）

第4条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者で、法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）から貸付けを受けることを希望する者は、融資機関に林業・木材産業改善資金借入申込書を提出するとともに、当該林業・木材産業改善資金借入申込書の写しを、第3条第1項の規定による貸付資格認定申請書に添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請者について貸付資格の認定をするかどうか決定したときは、当該申請者が林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に対し、決定した内容を通知するもの

とする。

3 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けを行うために必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書を提出しなければならない。

4 知事は、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行い、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書を交付するものとする。なお、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。

5 融資機関は、知事から林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書を交付しなければならない。

6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書を提出しなければならない。

7 県貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書を知事に提出しなければならない。

8 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日については、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日とそれぞれ同一のものであることとする。

9 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）との貸付契約を林業・木材産業改善資金借受者借用証書により行わなければならない。この場合において、融資機関は、当該借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させなければならない。

10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに林業・木材産業改善資金の貸付けを行わなければならない。この場合において、融資機関が借受者に対して、既存の債権を有しているときは、当該貸付けを行うことを条件として、当該債権の償還条件の変更等をしてはならない。

11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

- (1) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。

13 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「を、第3条第1項の規定による貸付資格認定申請書に添えて」とあるのは、「及び資格認定書の写しを」とする。

（事業実施報告等）

第5条 借受者は、事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書を貸付けの決定を受けた機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）に提出しなければならない。

2 融資機関は、林業・木材産業改善資金実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書を提出しなければならない。

3 林業・木材産業改善資金実施報告書又は林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならない。

(貸付資格認定の取消し)

第6条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、当該貸付けに係る法第7条第1項に規定する林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとする。この場合には、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨を通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならない。

(償還方法の変更)

第7条 借受者は、林業・木材産業改善資金の償還方法を変更しようとする場合（次条から第10条まで又は第12条の規定により償還方法を変更しようとする場合を除く。）は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を提出しなければならない。

2 知事は、林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書により申請者に通知するものとする。

3 融資機関は、林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を受理したときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書を提出し、知事は、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書を融資機関に交付するものとし、融資機関は、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書により借受者に通知しなければならない。

4 知事が償還方法の変更を承認しない旨の決定をしたときは、その旨を第2項及び前項の規定に準じて申請者に通知するものとする。

(事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還)

第8条 借受者は、事業の実施の結果、借り受けた林業・木材産業改善資金に余剰が生じた場合には、速やかに、繰上償還を行わなければならない。

2 融資機関は、前項の規定による繰上償還金を受領したときは、速やかに、県貸付金の繰上償還を行い、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書を提出しなければならない。

(その他の繰上償還)

第9条 借受者は、前条の規定によるほか、林業・木材産業改善資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金繰上償還通知書を提出しなければならない。

2 知事は、林業・木材産業改善資金繰上償還通知書の提出を受けたときは、納入期限を定め、当

該納入期限の10日前までに、借受者に繰上償還の通知をするものとする。

3 融資機関は、林業・木材産業改善資金繰上償還通知書の提出を受けたときは、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書を提出し、繰上償還金を受領した場合には、速やかに、県貸付金の繰上償還を行わなければならない。

(期限前償還)

第10条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

2 第8条第2項の規定は、融資機関が期限前償還による償還金を受領した場合に準用する。

3 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができる。

- (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。
- (3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による林業・木材産業改善資金の償還を次条第1項の規定により猶予していたことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までにを行うことができない場合を除く。）。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第11条 貸付決定機関は、借受者が災害又は借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。この場合において、支払の猶予を申請しようとする者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書に知事が指定する証明書を添え、償還期限（分割払いの場合における各支払期日を含む。）の20日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。

2 知事は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 融資機関は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書を提出し、知事は、これを適当と認めた場合は、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書を交付するものとし、融資機関は 林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書により申請者に通知しなければならない。

4 知事が支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を第2項及び前項の規定に準じて申請者に通知するものとする。この場合において、償還金の支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定をしたときも違約金を徴収するものとする。

(違約金)

第 12 条 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、徴収した金額につき、速やかに、県に納付しなければならない。ただし、融資機関が県貸付金の償還金を支払期日に支払っている場合は、この限りでない。

3 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に関し、借受者による償還金が前条第 1 項の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による融資機関への支払の当日までの日数を、上記日数から控除することができる。

(申請書等の様式)

第 13 条 この規程に定める申請書等の様式は、別に定めるものとする。

(書類の経由)

第 14 条 この規程により知事に提出する書類は、所轄地域振興局長を経由するものとする。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の長野県林業・木材産業改善資金貸付規程第 4 条の規定により現に貸し付けてある林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

前 文 (抄) (平成 21 年 5 月 25 日告示第 336 号)

平成 21 年度の貸付けから適用します。

前 文 (抄) (平成 22 年 10 月 28 日告示第 630 号)

平成 22 年 10 月 1 日以降の貸付けから適用します。

前 文 (抄) (平成 29 年 3 月 31 日告示第 189 号)

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

前 文 (抄) (平成 30 年 3 月 29 日告示第 272 号)

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

前 文 (抄) (平成 31 年 3 月 29 日告示第 133 号)

平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日告示第 161 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の長野県林業・木材産業改善資金貸付規程第 4 条の規定により現に貸し付けてある林業・木材産業 改善資金については、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和 3 年 5 月 27 日告示第 326 号）

令和 3 年度の貸付けから適用します。

前 文（抄）（令和 4 年 12 月 1 日告示第 593 号）

令和 4 年度の貸付けから適用します。